



令和5年度から市税の納め方が変わります! 第2報

税務課 (徴収対策室) ☎75-4977

令和5年度からの単税方式

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 (市外住民・共有者・法人の固定資産税含む)	4回		1期		2期		3期			4期			
市県民税	4回			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



皆様の疑問にお答えします。単税化 Q&A

Q 令和5年度からの「単税化」とは？

今まで市県民税・国民健康保険税・固定資産税の3税を合わせて「集合税」として課税されていたものが、単独となり、それぞれの税目の納期限までに納めていただくように変わります。単税化による年税額の影響はありません。

Q どのようなメリットがあるの？

納税通知書や納付書が3税それぞれ発行されますので、課税内容が分かりやすくなります。また、口座振替も税目ごとに設定できるようになります。税目ごとの口座振替の申込は、年度末を予定しています。受付が開始されましたら、改めてご案内します。

Q 毎月の支払額がイメージできない

固定資産税と市県民税は、今年度の年税額を4期で割ったものがおおよその目安になります。本人確認書類を持って来庁いただければ、今年度の税額をもとに具体的にご説明します。なお、極端に増額した場合などは納税相談もできますので、お気軽にお問い合わせください。※次頁に具体例を掲載しています。

Q キャッシュレス化は？

現在、市税はPayPay・LINEPayでのお支払いが可能です。単税方式という全国標準になることで、今後利用できるキャッシュレス決済の拡大を検討していきます。

～支払月と支払額の詳細例～
 年税額が 固定資産税10万円、市県民税10万円、国民健康保険税10万円 の場合

令和4年度まで

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
集合税	10回			3万円	30万円									



令和5年度から

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
固定資産税	4回		2.5万円		2.5万円		2.5万円			2.5万円				10万円
市県民税	4回			2.5万円		2.5万円		2.5万円			2.5万円			10万円
国民健康保険税	10回			1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	10万円
	月別計		2.5万円	3.5万円	3.5万円	3.5万円	3.5万円	3.5万円	1万円	3.5万円	3.5万円	1万円	1万円	30万円

市税の納付には便利な口座振替がおすすめです！

- ◆納期のたびに支払いに行く必要がありません。
 - ◆自動引き落としのため支払い忘れがありません。
 - ◆ご利用の金融機関窓口でお申し込みいただけます。
- ※税目ごとの口座振替申請方法については改めてご案内いたします。
 詳細は税務課（徴収対策室） ☎75-4977までお問い合わせください。



確定申告相談会及び市県民税申告

税務課住民税係 ☎75-4977

令和5年2月16日（木）～3月15日（水）（土・日・祝日を除く）

うきは市役所3階 大会議室

受付 うきは市役所1階 ロビー

■ 受付時間 8:30～15:00（昼休み休憩有）

■ 相談開始 9:00～

以下の申告については、ほかの所得申告を計算後、久留米税務署での申告をお願いすることがあります。
 土地や建物を売った譲渡所得や、株式等の譲渡・配当所得、山林所得や仮想通貨の取引による収入、住宅借入金等特別控除など

※青色申告、消費税申告は今までどおり受付できませんので、税務署等の申告をお願いします。